

令 和 6 年 度 第 13 回

川崎市環境影響評価審議会

会 議 録

1 日 時 令和 7 年 1 月 14 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時 22 分まで

2 場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎 301、302 会議室）

3 議 題

（1）（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）

（2）（仮称）高津物流施設計画に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）

（3）その他

4 出 席 者 14 名

朝賀委員、佐田委員、一ノ瀬委員、稲垣委員、上田委員、鎌田委員、高橋委員、
田中（伸）委員、田中（恵）委員、兵法委員、南委員、山崎委員、深見委員、山部委員

5 傍 聴 者 5 名

○部長 定刻でございますので、ただいまから、令和6年度第13回川崎市環境影響評価審議会を開始いたします。

私は、環境対策部長の藤田でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務的な確認をさせていただきます。

○課長 環境評価課長の鈴木でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況について、御報告いたします。

本日は委員20名中、現在13名の御出席をいただいております。委員の半数以上が出席されておりますことから、川崎市環境影響評価に関する条例施行規則の規定に基づきまして、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、原則どおり公開としておりますので、これ以降の途中入室も含め、傍聴人の入室について御了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料について確認させていただきます。

○事務局 それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、資料1－1として「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見書」、資料1－2として「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書の審査結果について（答申案）」、資料2として「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書」、資料3として「（仮称）高津物流施設計画（第1種行為）に係る手続経過」、資料4として「（仮称）高津物流施設計画に係る条例環境影響評価準備書」、資料5として「（仮称）高津物流施設計画に係る条例準備書の説明会の開催結果報告書」、資料6として「（仮称）高津物流施設計画に係る条例見解書」、本日の会議資料については以上でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

○課長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）」、それと「（仮称）高津物流施設計画に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）」の2件でございます。

ここからの議事につきましては、朝賀会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○朝賀会長 それでは、本日の議題の一つ目、「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について」の答申案審議を始めます。

事務局から、個別審査意見と答申案についての説明をお願いいたします。

○事務局 「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について」の個別審査意見書及び審査結果（答申案）について説明－（略）

○朝賀会長 それでは、ただいま説明のありました条例環境影響評価準備書についての個別審査意見と答申案につきまして、何か御質問や御意見はございますか。

個別審査意見を御提出いただきました田中伸治委員、この答申案でよろしいでしょうか。

○田中（伸）委員 提出した意見を適切に反映いただいていると思いますので、よろしいかと思います。

○朝賀会長 ありがとうございます。

何か御質問や御意見等ございますか。

ないようでしたら、答申案のとおり答申することといたします。

これをもちまして、「（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る条例環境影響評価準備書について」の答申案の審議は終了いたします。

次は、本日二つ目の議題となりますが、事業者の入室などがございますので、ここで約5分間の休憩にしたいと思います。

事務局から、再開時間の案内をいただけますか。

○課長 今、10時22分ですので、10時半に再開としたいと思います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○課長 時間となりましたので議事を再開したいと考えておりますが、皆様おそろいでしょうか。

再開後の議事につきましては、進行を会長にお願いしたいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○朝賀会長 それでは、本日二つ目の議題となります、「（仮称）高津物流施設計画に係る条例環境影響評価準備書について（事業者説明）」を始めます。

まず事務局から手続経過について、説明をお願いします。

○事務局 資料3「（仮称）高津物流施設計画に係る手続経過」について説明一（略）

○朝賀会長 それでは次に、事業者から条例準備書及び条例見解書について御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事業者 「（仮称）高津物流施設計画に係る条例環境影響評価準備書及び条例見解書について」説明一（略）

○朝賀会長 それでは、質疑に移ります。

事業者からの説明について御質問をいただきますが、条例準備書の記載内容に対する御意見につきましては、個別審査意見として事務局に提出をしていただきますので、そのために必要な点について、事業者に質問をしてください。

では、御質問のある方はいらっしゃいますか。

深見委員、よろしくお願いいたします。

○深見委員 2点あります。一つはこの計画地周辺で等々力大橋というものができるとなっていて、それも準備書には書いてありますけれども、その橋ができることによる交通流の変化についての記述があまりないと思っています。等々力大橋ができることによる物流施設への交通流の変化については、どのようにお考えになっているのかお尋ねしたいということと、おそらく全部府中街道から来るので、結果として関係ないということであれば、そのようなこともきちんと準備書に書いておいたほうがいいのかということとが1点でございます。質問と意見ですね。

それから、もう一点はさきの東扇島にも若干関わるのですが、空調機器をヒートポンプ方式でやられるということでありまして、今回の高津物流施設ですと、空調施設、ヒートポンプの数かなり多いですね。そういう意味では、ヒートポンプの冷媒について、どのように管理されるかはしっかりこの準備書の中にも書いていただきたいと思います。

ヒートポンプ空調機器導入に当たっては、どのような冷媒を使うかをきちんと検討するとともに、HFC、フロン系冷媒が使われる場合はフロン排出抑制に基づく管理をしっかりとやるということを、きちんと書き込んでいただきたいと思います。

以上でございます。

○事業者 1点目の等々力大橋の整備につきましては、（仮称）高津物流施設計画の供用開始後の2年後の2030年を目指して整備を進めていると行政から聞いております。そうした中で、交通量の予測においては等々力大橋を利用しないことを前提に、交通計画及びシミュレーションをしています。我々の施設の車両は府中街道を南に下って西下橋の交差点から各方面に分散しながら御迷惑をおかけしないルートを県警とも相談しておりますが、世田谷方面に行く車につきましては、この等々力大橋の整備によるメリットを享受できるものと考えておりますので、我々も整備が早期にされることを望んでいる状況でございます。

二つ目の空調機器の冷媒の記載内容につきましては、今後具体的な設計を進めてまいりますので、機器や冷媒の種類についても選定を進めていきたいと思っております。現状、冷媒の種別については確定できておりません。フロンを使う際の管理方法については記載する形で対応していきます。

以上になります。

○深見委員 ありがとうございます。等々力大橋の件については、供用後2年後であれば、施設供用時には結構利用されることになるわけですから、どこかにその辺のことはきちんと書いておいたほうがいいのではないですか。そうでないと、この予測がいいかげんなものに見えてしまいますので。

○事業者 評価書の段階で、御意見の内容を踏まえまして、施設供用時に等々力大橋を利用することの追記は検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○朝賀会長 それでは、そのほか御質問のある方はいらっしゃいますか。

ただいまの事業者からの説明についての御質問等、何かほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにならうでしたら、「（仮称）高津物流施設計画に係る条例環境影響評価準備書について」の本日の審議は終了といたします。事業者の方、ありがとうございました。

次にその他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 事務局から２点ございます。

１点目としまして、「（仮称）高津物流施設計画」につきまして、審議会答申に反映させるための個別審査意見の提出をお願いいたします。御提出いただいた御意見をもとに、事務局にて答申原案を作成し、審議会に提出させていただきます。

個別審査意見につきましては、今回もオンラインフォームを御用意しておりますので、１月21日火曜日までに御回答いただきたいと存じます。回答URLにつきましては、本日中午にメールで依頼文と併せてお送りいたします。

２点目としまして、今後の予定についてお知らせいたします。次回は、１月22日水曜日、午後３時から「（仮称）小杉町一丁目計画」の答申案審議について、オンラインで開催予定としております。

２月以降の日程につきましては、改めて調整させていただきますが、本日事業者説明を行った案件につきましては、３月４日火曜日午前10時から、答申案審議をオンラインで開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○朝賀会長 それでは、これをもちまして、審議を終了いたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

－閉 会－